

福祉情報

重度心身障がい者
医療費給付事業受給資格の
自動更新について

受給資格のある方について、7月中に自動更新処理を行います。所得判定により認定となった方については受給者証を、資格停止となった方については受給資格停止通知書を送付いたします。

※住所変更、保険変更等があった場合は届け出をしてください。
▼問い合わせ
社会福祉課 障がい支援班
☎0972(82)9519

手話通訳者の設置口

▼7月の設置日
6日(月)・13日(月)
21日(火)・27日(月)
▼配置時間 8時30分～12時
13時～16時30分
※プライバシーの保護には細心の注意を払っています。
▼場所 市役所社会福祉課 窓口

療育相談【要予約】

在宅の障がい児およびその家族のための療育相談です。
▼日時 7月12日(日)9時～15時
▼場所 白杵市障がい者交流センターすくらむ

▼費用 無料
▼相談内容 口腔衛生・療育訓練・日常生活・進路(就学)・福祉サービス等
※専門スタッフが対応します。
※相談内容によっては、相談時間が異なるのでお問い合わせください。
▼申込・問い合わせ
さぽーとセンター風車
☎0972(63)5888

「ひきこもり」のことで、何かお困りごとはありませんか？
津久見市では「ひきこもり」に関する相談窓口を用意しています。ひきこもり支援における対象者とは、社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人、生活上の困難を抱えている状態にある人、家族を含む他者との交流が限定的(希薄)

▼問い合わせ
社会福祉課 障がい支援班
☎0972(82)9519

白津あけぼの会から 月例茶話会のお知らせ

★7月・8月の予定
▼日時 7月4日(土)
10時～12時
テーマ「事例から対応を学ぼう」
▼日時 8月1日(土)
10時～12時
テーマ「当事者と語ろう」

※佐賀県在住のかけのんさんが参加します。当事者の話に耳を傾けてみませんか。
▼場所 NPO法人ちちんぷいぷいあけぼの内
(津久見市地蔵町2830番地)
▼内容 心の病について、ちょっと聞きたいことなど気軽に話せる場所です。個別相談も可能です。
▼問い合わせ
白津あけぼの会 神田
☎080(8394)7092

な状態にある人など支援を必要としている本人及びその家族(世帯)です。
ひきこもりは誰でも起こります。悩みや苦しみを抱え込む前に「お悩み」や「気になっていること」など、どのようなことでも結構ですので、お気軽に窓口相談までお聞かせください。

▼問い合わせ
社会福祉課 地域共生推進班
☎0972(82)9519

「認知症と共に良く生きる」 「こ」をテーマにした講演会

講師の山中しのぶさんご自身の経験を通じ、『ひとりじゃない』と題して講演していただきます。(要申込・先着順)
▼日時 8月2日(日)
13時30分～15時

▼会場 大分県社会福祉介護研修センター
▼講師 (一社)セカンド・ストーリー代表 山中しのぶ氏
▼申込・問い合わせ
大分県社会福祉介護研修センター
☎097(558)7999

うばめ園文化健康教室

▼日時 7月27日(月)
10時～11時30分
▼内容 健康教室「演歌ビクス」
※参加は無料です。
※上靴をご用意ください。
▼場所・申込・問い合わせ
うばめ園あゆみ
☎0972(82)0353

令和8年度 「ときめき作品展」募集

▼出展規格 絵画・工芸・写真・書・陶芸・合作の6部門
▼応募資格 県内在住、又は県内施設を利用している障がい者・障がい児
▼作品募集期間 8月3日(月)～9月18日(金)
▼展示日時 12月9日(水)～12月20日(日)
▼展示会場 大分県立美術館 1階アトリウム
▼申込・問い合わせ
社会福祉課 障がい支援班
☎0972(82)9519

大分県障害者社会参加推進センター
☎097(558)8797

心の健康相談【要予約】

▼内容 精神保健・福祉・医療に関する相談(心の相談、精神疾患の医療・日常生活・社会復帰に関する事、認知症、アルコール・薬物依存、ひきこもり、思春期問題等に関する事)
▼専門医による相談日 7月23日(木)
▼相談場所 中部保健所
※前日午前中までに予約受付
▼問い合わせ 中部保健所
☎0972(62)9171

生活の困りごと・心配なこと一人でお悩んでいませんか？
「家計が厳しい」、「仕事がいまわらない」等、お困りごとはありませんか？
まずは、相談員にお気軽にご相談ください。相談者に寄り添い、解決に向けた支援を行います。
※相談窓口にお越しいただくのが難しい場合は、訪問相談を行います。

▼場所 市役所 社会福祉課
▼問い合わせ
社会福祉課 生活支援班
☎0972(82)9547

第76回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
毎年7月は、“社会を明るくする運動” 強調月間です

法務省主唱の“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

第76回 社会を明るくする運動のテーマ

「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう

つぐなう、とはその後の人生をきちんと生き抜くこと。
犯罪や非行をにくむのと同じようにあやまちを悔む人を受け入れられるかどうか。
立ち直りへの決意と、それを支える社会。
ともに試されるのが更生保護の取組です。『おかえり。』

【問い合わせ】 社会福祉課 地域共生推進班 ☎0972-82-9519